

# 八潮市マスコットキャラクター

## 「ハッピーこまちゃん」着ぐるみ使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、八潮市マスコットキャラクター「ハッピーこまちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (使用申請)

第2条 着ぐるみを使用しようとするときは、ハッピーこまちゃん着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、八潮市（以下「市」という。）が主体となって実施する事業等で使用する場合又は市長が適当と認めた場合は、秘書広報課（以下「所管課」という。）への口頭での申出によるものとする。

2 前項の規定による申請は、着ぐるみを使用しようとする日の3月前から7日前までの間に行わなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 着ぐるみの使用期間（貸出期間）は、原則として貸出日及び返却日を含めて7日以内とする。

### (使用承認)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、着ぐるみの使用を承認する。

(1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 特定の思想・信条を伝えるものに使用し、又は使用するおそれがあるとき。

(5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（個人である場合にはその者、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者）による使用であると認められるとき。

(7) その他、その使用が著しく不適當であると市長が認めるとき。

2 前項の規定による承認の可否は、ハッピーこまちゃん着ぐるみ使用承認・不承認通知書（様式第2号）により行うものとする。

### (使用料)

第4条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

### (使用上の遵守事項)

第5条 着ぐるみの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された使用目的のみに使用し、別に定めるハッピーこまちゃん着ぐるみ装着要領を遵守すること。

(2) 使用期間を遵守すること。

(3) その他、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用承認の取消し)

第6条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったことが判明したとき、又はその他この要綱の規定に違反したときは、市長は、ハッピーこまちゃん着ぐるみ使用承認取消通知書(様式第3号)により、その承認を取り消すことができる。この場合において、承認の取消しを受けた者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 使用者は、着ぐるみの取扱いに注意し、万一、汚損、破損等をした場合は、直ちに所管課に申し出るとともにその指示を仰ぎ、使用者の責任と負担により必要に応じた措置(修理費用の負担等を含む。)を講じなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月10日より施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

ハッピーこまちゃん着ぐるみ使用申請書

年 月 日

（宛先）  
八潮市長

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者名）  
電話番号

下記のとおり、着ぐるみを使用したいので申請します。

なお、使用にあたっては八潮市マスコットキャラクター「ハッピーこまちゃん」着ぐるみ使用取扱要綱及びハッピーこまちゃん着ぐるみ装着要領の規定を遵守いたします。

記

- 1 使用概要（イベント名・イベント内容、参加人数、使用方法など）
- 2 使用場所
- 3 使用期間 年 月 日から 年 月 日までの 日間  
（貸出期間：貸出日及び返却日を含めて7日間以内です。）
- 4 連絡先（担当者、電話番号）
- 5 添付書類（企画書等）
- 6 市ホームページへの公開（周知）の可否（該当するものに)  
 可  否

様式第2号（第3条関係）

ハッピーこまちゃん着ぐるみ使用承認・不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

八潮市長

年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの使用については、下記のとおり 承認します ・ 不承認とします 。

記

承認期間（貸出期間）

年 月 日から 年 月 日までの 日間

注意事項

- 1 ハッピーこまちゃん着ぐるみ使用申請書（様式第1号）の申請内容どおりに使用してください。
- 2 着ぐるみの使用により、承認を受けた者が被った被害に対しては、市は一切のその責任を負いません。

不承認とする理由

様式第3号（第6条関係）

ハッピーこまちゃん着ぐるみ使用承認取消通知書

第 号  
年 月 日

様

八潮市長

年 月 日付けで承認した着ぐるみの使用については、下記の理由により  
使用承認を取り消します。

記

（取消理由）

## ハッピーこまちゃん着ぐるみ 装着要領

### 1 装着の手順（脱ぐときは、逆の手順となります。）

- ① 装置者はTシャツ、ジャージ等の軽装になり、首にタオルを巻く。
- ② 肌色のズボンを着用する。
- ③ 両足に着ぐるみの靴（黄色）を履く。
- ④ 胴体を着用する。
- ⑤ 頭部をかぶり、胴体と頭部をバックルで留める。

### 2 装着中の心得

- ・ 着ぐるみの運搬及び装着の一切は、申請者の責任において行うこと。
- ・ 装着者の身長制限はない。
- ・ 着ぐるみは汚損しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。
- ・ 雨天時や降雪時の屋外での使用や、足元が汚れるところでの使用は絶対にしないこと。
- ・ 着脱しているところを関係者以外に目撃されないようにすること。**（特に子どもの前では厳禁）**
- ・ **声を発しないこと。**（関係者との連絡等のため、やむを得ず声を出す必要がある場合には、関係者以外に聞こえないよう細心の注意を払うこと）
- ・ 頭部の葉っぱを引っ張ったり、赤いはちまき部分を持たないこと。
- ・ 葉っぱや目の部分から外部の様子を見ることができるとは、視界が限られているので、**必ず介添え人をつけ**、着ぐるみだけの単独行動をしないこと。
- ・ 頭部が重いので走らないこと。
- ・ 子どもに胴体を押されたり、引っ張られたりすると転倒してしまう可能性があるため、介添え人は優しくたしなめるなど気を配ること。
- ・ 申請者は、着ぐるみを装着する人の体調に十分に配慮し、最長 20 分程度で交代すること。
- ・ 申請者及び着ぐるみを装着する人は、適宜水分を摂取できるように工夫すること。

### 3 使用後の注意

- ・ 使用後は、頭部、胴体、靴の内面をよく乾かすとともに、きつく絞ったタオルで汚れ等をよく水拭きすること。
- ・ 頭部、胴体・ズボン、靴はそれぞれの袋に入れること。